

# 浪江町ウォーターPPP事業導入可能性調査業務委託 に係る公募型プロポーザル公募要領

浪江町ウォーターPPP事業導入可能性調査業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 1. 目的

昨今の全国的な水道、工業用水道、下水道については、職員の不足・高齢化、更新需要の増大や給水人口・収益の減少といった、「ヒト・モノ・カネ」の課題があり、特に中小規模の水道事業者等において対応が急務となっている。

こうした水道事業者等においては、これまで以上に官民連携を進める必要があり、包括的に業務を発注することで業務体制の補完やコストの縮減が可能になるとともに、更新業務の実施又は支援を委託することで着実な施設の老朽化・耐震化への対策が可能になるものと考えられる。

現在、浪江町公共下水道事業について、浪江町、双葉町、富岡町の3町合同によるウォーターPPP レベル3.0を導入している。さらなる業務効率化を進めるため、当該事業者によるウォーターPPP事業の推進、浪江町水道事業の導入の可能性について、サービス水準の向上の見込み、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、現行以上のウォーターPPP事業の可能性や最適な事業スキームを判断するために業務を委託するものである。

そのうえで国が進める「PPP/PFI推進アクションプラン」に則り、浪江町水道事業、浪江町公共下水道事業等について、ウォーターPPP事業によるサービス水準の向上の見込み、民間の参入意欲、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、ウォーターPPP事業の導入可能性や最適な事業スキームを判断するために業務を委託するものである。

## 2. 業務概要

1 業務名 浪江町ウォーターPPP事業導入可能性調査業務委託

2 業務内容 「浪江町ウォーターPPP事業導入可能性調査業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

3 契約期間 契約締結から令和8年3月31日まで

※現在、翌債承認申請中のため、承認され次第令和8年12月25日までの工期変更とする

4 提案上限額

この業務に係る提案上限額は以下の通りとし、業務委託料の積算にあっては、提案上限額の範囲内とすること。

・提案上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の上限額を示すものであることに留意すること。

## 3. 担当係

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2

浪江町役場 住宅水道課 上下水道係

電 話：0240-34-0231

メール：住宅水道課 上下水道係 namie14060@town.namie.lg.jp

※なお、問い合わせ等については、電話等による齟齬を回避するため、原則として上記メールアドレスに連絡すること。

#### 4. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 町が発注する工事等の競争入札の参加停止期間中でないこと。または競争入札の参加を停止された場合においては、その停止の期間を経過していること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 国税及び地方税について、参加事業者(契約を締結予定の本店又は支店)の滞納がないこと。
- (6) 浪江町暴力団排除条例(平成 26 年浪江町条例第 1 号)に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団との関係を有していない者であること。

※なお、下記について、参加資格要件ではないが、評価項目における企業の技術力、業務実施体制等の客観的評価を行い加点対象とするものであり、該当する場合は確認できる資料を提出すること。

- (a) ISO の国際規格に基づく認証(ISO9001、ISO55001 等)
- (b) 過去 3 年間に国、地方公共団体が発注する本業務と同種の業務（ウォーター PPP 事業導入可能性調査業務）の履行実績
- (c) 本業務に従事予定の管理技術者について、同種業務実績における管理技術者としての業務実績の有無
- (d) 本業務に従事予定の管理技術者について、「技術士（上下水道部門 下水道）」または「技術士（上下水道部門 上水道及び工業用水道）」の資格の有無

#### 5. 参加表明手続き

##### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

- (1) 提出書類
  - ア (様式 1) 参加表明書
  - イ (様式 2) 参加資格に関する申立書
  - ウ (様式 3) 会社概要書
- (2) 提出期限 令和 8 年 1 月 23 日（金）17:00 ※必着
- (3) 提出場所 「3.担当係」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

#### 6. 企画提案書の提出

「【別紙1】企画提案書作成要領」のとおり、提出書類を作成し提出すること。企画提案に必要となる提出書類は次の通りとする。なお、正本については、企画提案書に代表印を押印すること。

- (1) 提出期限 令和8年2月5日（木）17:00 ※必着
- (2) 提出書類
  - ア (様式4)企画提案書提出届
  - イ (様式5)受注実績調書
  - ウ 直近の事業年度における財政諸表の写し
  - エ 直近年度の国税、都道府県税および市区町村税の納税証明書またはその写し  
(未納がないことが確認できるもの)
  - オ (任意様式)企画提案書
  - カ (任意様式)業務工程表
  - キ (様式6-1)価格提案書
  - ク (様式6-2)価格提案明細書
- (3) 提出場所 「3.担当係」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

## 7. 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり電子メールにて提出すること。
  - ア 提出期間 令和8年1月23日（金）17:00 ※必着
  - イ 提出方法 「3.担当係」「メール」アドレスへの送付  
※電話や来庁による口頭での質問や期限を過ぎた質問は一切受け付けない。
- (2) (1)に対する質問応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、回答するものとする。また、浪江町ホームページ上で当該回答内容を公表する。
- (3) 説明会は実施しない。

## 8. 失格事項

次のいずれかに該当した者は、企画提案書の提出の有無を問わずその者を失格とする。

- (1) 「4.参加資格要件」を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 公募要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

## 9. 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査

浪江町ウォーターP P P事業導入可能性調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）による企画提案の審査、評価及び受注候補者特定を行う。

### 2 ヒアリング等の実施

### (1) 評価方法

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。尚、本プロポーザルに参加する者が3者を超える場合、参加表明書及び企画提案書による審査を実施し、上位3者に対してヒアリング等を実施する。

### (2) 評価項目及び評価基準

参加表明書及び企画提案書、プレゼンテーション等により、次の評価項目について、「【別紙2】浪江町ウォーターPPP事業導入可能性調査業務委託プロポーザル評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- ア 企業の技術力(配点40点)
- イ 業務実施体制(配点50点)
- ウ 本業務に対する実施方針(配点70点)
- エ 追加提案(配点20点)
- オ 價格点(配点20点)

### (3) 実施方法

- ア 1者の持ち時間は説明20分、質疑10分程度、計30分程度とする。開催日時については、別途通知することとする。
- イ 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いたパワーポイント等や、デモンストレーションのための動画等の使用は可能とする。
- ウ ヒアリング等の説明者は、補助員を含めて5名までとする。なお、やむを得ない場合を除き、説明者には本業務を担当する管理技術者等を含めること。
- エ モニター等は町が用意するが、パソコン等プレゼンテーション及びヒアリングに必要な機器は、企画提案者が用意すること。
- オ 欠席をした場合は、審査、評価及び特定から除外する。
- カ 応募が1者の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。

## 3 受注候補者の特定

審査委員会において、9の2に定める審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として特定する。

この場合において、委員の評価点の合計が最も高い者が複数であるときは、企画提案書、ヒアリング等に関する事項により候補者を特定するものとする。なお、応募が1者の場合は、各委員の評価点の平均が140点以上で受注候補者とする。

## 4 審査結果の通知

- (1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
  - ア 受注候補者
  - イ 評価点数
  - ウ 受注候補者にあっては、今後の契約手続の旨
  - エ 受注候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受注候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により町長に対し説明を求めることができる。
  - ア 提出期間 (1)の通知があった日の翌日から5日以内（土日祝日を除く）
  - ※必着

- イ 提出場所 「3.担当係」に同じ
  - ウ 提出方法 書留又は簡易書留による郵送
- (3) 町長は、(2)の説明を求められたときは、書面を受け取った日の翌日から 5 日以内(土日祝日を除く)に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 5 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受注候補者及び評価点数
- (2) 全ての企画提案者の評価点数(ただし、受注候補者以外の名称は秘匿とする。)
- (3) 受注候補者の特定理由

## 10. 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

受注候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

### 2 契約保証金

要する。ただし、浪江町財務規則（昭和 57 年浪江町規則第 14 号）第 98 条各号の規定に該当する場合は免除する。

### 3 契約書作成の要否

要する。

### 4 支払い条件

後払いとする。

## 11. その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない
- 5 当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により町の承諾を得なければならない。

## 12. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募要領の公表	令和8年1月8日（木）
参加表明書の提出	令和8年1月8日（木）から令和8年1月23日（金）まで（必着）
質問の受付	令和8年1月8日（木）から令和8年1月23日（金）まで（必着） なお、質問への回答は令和8年1月30日（金）まで隨時行う。
企画提案書の提出	令和8年2月5日（木）まで
ヒアリング	令和8年2月下旬予定
最終審査結果の通知	令和8年2月下旬予定
契約締結	令和8年3月上旬予定